

# 告示

## 埼玉県告示第二百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称		所在地		サービスの種類		廃止年月日	
おぶすまの里		大里郡寄居町牟礼一五〇八―一		介護予防認知症対応型共同生活介護		平成二十五年四月二十日	
そうごう薬局吉川中央店		吉川市吉川二―二二―一		居宅介護支援		令和四年一月三十一日	
				居宅療養管理指導			
				介護予防居宅療養管理指導			

埼玉医療生活協同  
組合皆野病院

秩父郡皆野町皆  
野二〇三一―一

訪問看護	訪問リハビリテ ーション	居宅療養管理指 導	通所介護	短期入所療養介 護	居宅介護支援	介護療養型医療 施設	介護予防訪問看 護	介護予防訪問リ ハビリテーション	介護予防居宅療 養管理指導	介護予防短期入 所療養介護
------	-----------------	--------------	------	--------------	--------	---------------	--------------	---------------------	------------------	------------------

令和四年一月三十  
一日